

学校図書充実事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、一般財団法人島根県教職員互助会（以下「互助会」という。）が県内公立学校等へ図書を寄贈することにより、児童・生徒・学生・園児（以下「児童等」という。）の健全な成長の一助となることを目的とする。

(対象校)

第2条 この事業の対象となる県内公立学校等とは、県立青少年の家、県立大学、県立学校、県内に所在する市町村立小学校、市町村立中学校、市立義務教育学校、市立高等学校、及び国公立幼稚園・こども園（以下「学校等」という。）とする。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するために、学校等は第5条に定める金額を上限として互助会に図書の申し込みを行い、互助会は学校等から申し込みのあった図書等を指定業者に発注し、指定業者は当該図書を学校等へ納品する。

(図書の範囲)

第4条 学校等は、児童等が図書室等で利用し、教養育成のために広く活用できるものを申し込むものとする。

【対象外（例）】 ISBN コードのない図書、古本、電子書籍、雑誌

(寄贈額)

第5条 互助会が学校等へ寄贈する図書の額（消費税込み）は次のとおりとする。

県立青少年の家	110,000円
県立大学各キャンパス	110,000円
県立高等学校（全日制※宍道高含む） 及び市立高等学校	110,000円
県立高等学校（定時制・通信制・分校）	55,000円
県立特別支援学校	75,000円
市町村立小中学校及びその分校	55,000円
市立義務教育学校	110,000円
国公立幼稚園・こども園	25,000円

(繰り越し)

第6条 第3条により学校等が申し込みをした図書が、欠品により納品されない場合は、欠品となった図書の価格（消費税込み）の合計額相当（千円未満切り捨て）を次年度に繰り越す。

第7条 この要綱に定めがない事項については、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。